

今、改めて

「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」

判決文を読む

川口創

大塚英志

誰が憲法を「解釈」するのか

「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」は有権者による裁判を通じての憲法解釈の試みだった。「平和的生存権」をめぐる歴史的な違憲判決全文の徹底レクチャーから見えてくる、もうひとつの「憲法解釈」の可能性。

今、改めて「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」判決文を読む

川口創 大塚英志

星海社

66



1

本書は二〇〇九年、角川書店から刊行された『「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」判決文を読む』を底本とし、本文は誤植以外の修正はせず、共著者の川口創かわぐちはじめと大塚英志おおつかえいじがそれぞれ新たに「はじめに」と「おわりに」を書き下ろしたものである。今回、底本の版元の角川書店に文庫化ないし復刊を打診したが叶わなかったもので、星海社での刊行を太田克史おおたかつしに依頼し、承知してもらった。現状のこの国の言論状況を考えれば角川の選択は政治的に「正しく」、星海社は「愚かおろか」ということになるのだろうが、その「愚かな選択」をしてくれた星海社には感謝する。

本書の成り立ちについては旧版の「まえがき」「あとがき」に詳しいが、概略しるだけ記しておけば、二〇〇四年に川口創が中心となり大塚も原告として参加した、イラクへの自衛隊の派兵差止めを求める集団訴訟の控訴審判決こうそ（二〇〇八年）を受けて作られた。判決全文を

収録し、その意味について大塚が川口と行なった質問形式の対談によって解説した。

イラクへの「派兵」（と、判決に示された「派遣」の実態を踏まえて記す）に対し、違憲かつイラク特措法（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法）に対しても違法とするこの司法判断は、二〇〇九年当時、判決の出た名古屋高裁の地元である中京地区のメディアでこそ大きく報じられたが、判決を聞いた後で新幹線に飛び乗り、東京に戻って驚いたのは「東京のメディア」の扱いの小ささと、それ以上に当時の担当編集者の「そんなのヤフーニュースに出ていませんでしたよ」という奇妙な反応であった。政権にとって不都合な事実
は中央のメディアでは黙殺され、他方では、Webでの扱いがニュースの価値を決めると
いう「今」「現在」のジャーナリズムをめぐる構図が、既にこの時、顕あわられていたのだと思
い至る。

だが、訴訟にわずかばかり関わった一人として、自画自賛でなく、この判決が何より画
期的だったのは、自衛隊をめぐる憲法訴訟としては上級審では今に至るまで唯一の違憲判
決であった、という事実だ。自衛隊や憲法をめぐる訴訟が新聞のトップになる構図そのも
のが、今や、「戦後レジームの残滓ざんし」なり、「左傾メディアの偏向」とでも一刀両断にされ
るのだろうか、メディアの「変質」はこの時に始まっていた。そのことはこの時点での判

決への黙殺と冷笑に何より頭われていたと思ひ返すことができる。

実は本書を読んでいただければわかるが、川口ら弁護士は現地での情報収集も行なったが、裁判所が証拠として採用し、事実認定の根拠としていった多くは新聞記事であった。この事実は改めて記しておきたい。原告も司法も新聞という旧メディアを信頼することでこの裁判は成り立っていた。お前たちのような左派が信じる新聞など、どうせ『朝日新聞』の記事だろう、と擲^や擲^ゆが返ってくるだろうが、『中日新聞』や、『赤旗』が多かった。もっと左派で更に問題にならないと『赤旗』には偏見もあるだろうが、福島原発事故のリスクを二〇〇六年の時点で指摘していたり、信頼すべき記事もある。ぼくと日本共産党との距離は以前『新現実』でやった志位^{しい}和夫^{かずお}との対談を探して読んで頂ければいい。これらの新聞は、淡々とイラク戦争の事実を報じ続けたので証拠としての信頼度が高かった。他のメディアよりイラク戦争の細部やその後についての情報がより多く報道されていた新聞の記事を結果として使用したが、それは報道しなかった方の「偏向」なのか報道した方の「偏向」なのかさえ今は世論は分かれるだろう。ちなみに裁判での事実認定などの証拠には、国会の政府答弁も多く含まれることは記しておく。重要なのは少しの手間をかければ誰でも知りうる情報によってこの裁判が進行した、ということだ。

新聞という点でむしろ、思い出すのは、判決後、『朝日新聞』が、判決は出ても「現実には変わらない」と失望し裁判に参加した老婦人が去っていった（去っていません）、と「捏造」に近い記事を書いたことだ。東京や中央のメディアでは政治的な立場にかかわらず、判決には冷ややかな態度だったことを象徴する記事だった。ブロック紙や地方紙、政党機関紙のほうがイラク戦争について「不都合な真実」を語っていたが、「東京の読者」「一般の読者」には届かない仕組みになっていた。この構図は今でも、たとえば、沖縄をめぐってあからさまに続いている。微妙な言い方になるが、予想外の違憲判決が出たことで、却って「左翼」の側に斜に構えた見方をする者が少なからずいた記憶がある。社民党の関係者から皮肉を言われた記憶さえある。

こういう「左翼」の空気が当時、投稿論文の内容が咎められ辞職した田母神俊雄航空幕僚長（当時）の「そんなの関係ねえ」という小島よしおの一発ギャグを引用しての哄笑や、福田首相（当時）の「傍論でしょ？」という冷笑の土壌になっている、と感じた記憶がある。自衛隊の現役幹部や、首相が司法の憲法判断をかくも安直にスルーし、しかも旧メディアがそれをとがめるわけでもなく許す光景も、今となつてはあの時がやはり、「現在」の始まりだと重ねて思う。

さて、判決の詳細は本書を読んでいただきたいが、裁判としてはイラクへの自衛隊差し止めについてぼくたち控訴人（二審で一審の原告であるぼくたちが敗訴し控訴したので、こういう言い方となる）は「控訴」の「棄却」^{ききやく}、つまり「敗訴」となっている。このことは本文でも丁寧^{ていねい}に説明したつもりだが簡単に記しておく。そもそも、この訴訟は、「民事」の形をとった。現行の司法制度の中で国の行為が憲法に違反していることをぼくたちが司法に問う場合、行政訴訟以外だと、民事訴訟の形をとるしかない。つまり形式的に国に慰謝料^{いしやりょう}を求める訴訟の形をとらざるを得ない。従って民事というレベルでは、控訴人に自衛隊のイラク派兵で「民事訴訟上の損害賠償請求において認められるに足りる程度の被利益侵害^{いまい}が未だ生じて」はいない、という判決が出た。

だが、この点については本書の第8章を読んでいただきたいが、判決はより具体的な国の権利侵害があれば民事訴訟として成立する、という意味である。民事の形をとらざるを得なかったのは、現行の日本国憲法の中で違憲立法審査権^{（国の作った法が憲法上妥当かを司法が判断する権限）}が必ずしも明確でないからで、憲法八一条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定めているが、最高裁を一審としていきなり憲法判断を求めるには具体的規定が現行憲法にはな

い。これは憲法が国の行為を縛る法であるという点から見れば問題だが、当然、現行の改憲論の中には入ってこない。素人っぽい説明で申し訳ないが憲法が国を縛る法律としてより整備されるための「改憲論」もあるのだ、ということだけは申し添えておく。

話を戻す。

判決は民事としては、控訴は棄却され、ぼくたちは「敗訴」した。しかし、重要なのは日本国憲法前文および九条から「平和的生存権」という基本的人権が導き出され、判決がそれに「具体的権利性がある」と認めたことだ。しかも「敗訴」したぼくらは訴訟の目的だった憲法判断が示されたので満足であり、上告せず、判決は確定した。「勝った」国は上告できないのである。

その判決にはこうある。

この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利とことができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということが出来る。例えば、憲法9条

に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができる。その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。

つまり、状況によっては憲法を根拠に今回のような裁判を起こすことが可能である、ということが「具体的権利性」ということばの中に含まれていると理解できる。

「平和的生存権」というのは戦争の恐怖に脅かされず生きる権利のことで、そういう権利が基本的人権の一つだと判決は認めたのだ。

ぼくが今回、本書の復刊を考えたのは、一つにはこの点がある。「日本国憲法」の成立の経緯がどうであれ、その条文から少なくともこういう「理念」を引き出すことができる。

「日本国憲法」の英文バージョンを読んで行くと、「we」、つまり「われわれ」が「日本国民としてのわれわれ」と「普遍的なわれわれ」の二つの意味に使い分けられていることに気づく。「憲法前文」は「日本」という「われわれ」の価値を「普通」という「われわれ」の価値に近づけていく、という論理構成を持っている。それと同じく「前文」「九条」から「平和的生存権」という「基本的人権」を読み取ることは、「日本単独」の理念から「普遍的」な理念に至る、ということだ。それが理想論に過ぎないとしても、戦争に脅かされず生きる権利を切実に求める人々が世界中にいる。その時、この国が他国に訴えうる普遍的な理念が「平和的生存権」なのか、安倍晋三内閣あべしんぞうが掲げる「積極的平和主義」なのか、どちらがこの国の掲げうる理念なのかという議論は、この判決への当時の冷笑とともに置き去りにされている。だから改めて今、この国が取り得たもうひとつの普遍的な理念の所在だけは示しておいてもいい、とぼくは考える。

この国の内側の問題ではなく、外交の理念のもう一つの選択として「平和的生存権」はある。

だから挑発的な言い方だが、理念を踏みにじるなら踏みにじるで、誰が何を蹂躪じゅうりんしたかは記憶にとどめた方がいい。

その上で、もう一点、本書を「現在」に問いたい点は、「たった今」進行中の集団的自衛権をめぐる「憲法解釈」の変更や恒久法の制定をめぐる議論において顧みてもらう価値はあると考えるからだ。具体的には、「憲法解釈」は果たして誰がいかに行なうのか、という問題に関わる。

安倍首相は、二〇一四年二月一二日、衆議院予算委員会で、「先ほど来、法制局長官の答弁を求めています、最高の責任者は私です。私が責任者であって、政府の答弁に対して私が責任を持って、その上において、私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ。審判を受けるのは、法制局長官ではないんです、私なんですよ」と答弁した。憲法解釈の最高責任者は、選挙で選ばれた議会によって選任された内閣総理大臣だ、という主旨だ。この論理に立てば安倍総理のもとで閣議決定された憲法解釈が示された後の衆議院選挙で自民党が圧勝し、結果、安倍首相は「審判」を受けたということになる。新たな憲法解釈は「民意」そのものだという論理である。なるほど、ネトウヨ中心のWebの「世論」を顧みれば、「民意」であり、実際に安倍内閣は高支持率を続けている。しかし、安倍内閣への支持は経済政策限定だったり、閉塞感のなかでアジアへの高飛車な態度や弱者を切り捨

てる政策に対するネガティブな共感だったり、多様なはずである。集团的自衛権に関する支持とは一致しない。

そのことを少し、世論調査の数字で確認してみる。二〇一四年七月、安倍政権が集团的自衛権の解釈変更の閣議決定後、朝日新聞の世論調査では、「よかった」は三〇%、「よくなかった」が五〇%である。閣議決定後の「左派」のメディアの世論調査である。一方、共同通信が今年二月に行なった世論調査では、集团的自衛権の行使容認を踏まえた安全保障関連法案を、今国会に提出する政府方針に対し、「時間をかけるべきだ」との回答が最も多く五四・九%あった。同じ調査で「右派」の産経新聞の調査では「賛成」が五七・七%ある。世論調査は設問のしかたによって結果が導かれるが、産経は賛成反対の二択、共同通信は「時間をかけるべきだ」、「妥当だ」(三三・八%)、「そうした法整備は必要ない」(二五・六%)の三択である。こうして見ると、この半年の中で、なんとなく「反対」と言いづらい流れが出来つつも、他方で、時間をかけた方がいいよね、とも感じているのが多数派の感覚であることは伺える。共同通信の同じ月の世論調査では、「イスラム国」への対応として五七・九%が「非軍事分野に限定」と答え、産経の二月調査では、自衛隊の海外派遣を随時可能にする恒久法制定には賛成二〇・五%、時限立法の特別措置法での対応を求める意見が七

二・八%だった。集団的自衛権の解釈変更を一般論としては仕方がないかと思う空気が広がる一方、安倍内閣が進めるこの国の安全保障のあり方の根本的な変更に関わる、より具体的な設問には、世論は内閣支持率の高さに反してかなり慎重だ。ちなみに、いわゆる「戦後レジーム」の象徴でもある村山談話見直し問題でも、産経の二月世論調査でさえ、「侵略」や「反省」、「お詫び」といった表現を使うべきだ、と答えた人は五一・六%にのぼる。これにはぼくも少し驚いた。

しかし、世論調査は当然だが、選挙による国民の「審判」でない。選挙で安倍内閣を信任した以上、有権者は憲法解釈に口を挟めないのか。それでは安倍首相が断言したように憲法解釈は「私なんですよ」と、首相の一存でしか可能ではないのか。本書を読んで頂けば、そうではない、ということに気がつくはずだ。

この判決の重要性は「民事」での控訴は形式上棄却しながら、しかしイラクへの自衛隊派兵という政府の行なったことを憲法に反すると判断し、同時に、憲法九条に平和的生存権という基本的人権が含まれると憲法に対する「解釈」をぼくたち控訴人の求めに応じ、司法が行なったことである。

これは現状の憲法前文や九条を改定すべきだと主張する人々にも耳を傾けてほしい点だ。

つまり、憲法条文の解釈を誰が行うべきなのか、という問題の一つの答えであるとぼくは考える。

現在の憲法をめぐる議論の危うさは、閣議決定という形で、実体は、首相の一存で憲法解釈の変更が行なわれている点だ。何となくこれはおかしい、とは感じる人がいる。では、有権者は憲法解釈にコミットできないのかといえそうでない。

この判決がたった今、意味をもつのは、憲法の解釈を裁判の形で、司法に求めることができる、という、「もう一つの憲法解釈の道筋」を示している点にもある。

つまり、裁判を起こした原告は、イラクへの自衛隊派兵をめぐり、自身の憲法解釈をまぜ示した。その上で、それが妥当か否かの判断を司法に求め、控訴審に於いて名古屋高裁はそれに真摯に答え、司法として憲法の解釈を示した。安倍首相は解釈変更をできるのは「私」と言い切ったが、司法に憲法判断を求めるといふ形でぼくたちは憲法条文の「解釈」にコミットできる。むしろ、こういう裁判と判例の積み重ねで「憲法解釈」というコンセンサスは集合知として時間をかけて作って行ったほうがいいし、作れるはずだという実感はWebに慣れ親しんだ世代のほうが理解しやすい考え方ではないのか。選挙や、それでは選ばれた政治家の判断や、世論調査は「民意」を「憲法解釈」や「憲法」として形成して

いくことには不向きだ。

こういう「集合知」としてひとつひとつのことばの積み重ねの先に「憲法」があるという考え方はこの裁判に参加する時のぼくの基本的な考え方だった。

この裁判の少し前から、ぼくは憲法についてのある試みをはじめていた。保守系の論壇誌『中央公論』で、ぼくの提案で読者参加による「憲法を創る」という企画を手がけていたのだ。これについては、少し説明しておく。ぼくがやったことは、その時点での「改憲派」の「改憲」の根拠を逆説的に実践していくことだった。親会社が「改憲派」の読売新聞社であることを承知で、「改憲企画」と誤解されることも織り込み済みだった。当時、「改憲」の根拠として根強くあったのは、「悪文説」と「押し付け憲法論」であった。感情論として改憲を訴えるやり方はあまり生産的ではない、と感じた。だから、実践で検証してみよう、と考えた。ぼくは、あまり頭が良くないから抽象的な議論より「やって確かめる」ほうがしつくり来る。

まず、「悪文説」だが、現行憲法は占領軍が草案を創ったのは事実だから、憲法は元が英文である。その翻訳が「悪文」だ、もっと美文に変えるには憲法改定しかない、と言う論法だ。英文憲法前文は、ちょっと高い六法全書には載っているから、当時も今もだれでも

読める。ならば英文の「前文」を改めて「美しい日本語」に翻訳しなおせば「改憲派」は納得してくれるのか。試してみよう、と言うわけだ。そこで悪文説の中心の一人である石原慎太郎はらしんたろうを含む、日本語のオーソリティーである作家や批評家たちに「前文」の新訳を呼びかけた。当然、大半から黙殺されたが、例外的に応えてくれたのは池澤夏樹いけざわなつきで、池澤はその後、憲法の全ての条文を再度、日本語訳する。こういう時だけ文学賞の権威を持ち出すのもやや気はひけるが、池澤は芥川賞作家あくたがわで翻訳家としても評価が高いから、「美しい日本語」である点に異論は挟みにくいだろう。それが「美しい」か否かは、各自、判断すればいい。そういう手続きは必要だ。

しかし、忘れるべきでないのは、「翻訳」もまた、「憲法解釈」のひとつの形であるということだ。現行憲法の文章を英文と対照もせず感情的に「悪文」と切って捨てることは、占領下の日本人の行なった、必死の「英文」から「日本語」への解釈を無為に否定することになる。安倍首相は、戦後史をいっさいリセットしようとしている印象があるが、歴史は否応なく積み重ねて行くものだ。それは「憲法解釈」においても同様だ。

だから、「前文」の英文解釈が英語の宿題に出るぐらいのことがあっていい、と今も思う。もう一つの改憲の根拠である「占領軍が書いた」（実際には日本側の草案も反映している）こ

とが気に入らず、日本人が書くべきだ、という声に対してはどうか。これも、それでは「前文」を自分のことばで書いてみよう、と呼びかけることにした。自主憲法を制定したいなら、一人一人の有権者が憲法前文ぐらいは自分で書いてみる努力はするべきだ、とぼくは考えた。これは嫌味でもなんでもない。すると集まった「前文」は現行憲法に近く、出版社の上層部から「偏向」といわれたが、保守系論壇誌で公募した結果なのである。産経の世論調査で、二〇一五年二月の時点で村山談話の継承を望んでいると、産経新聞にしてみれば想定外の結果となったのと、少し似ている事態だ。その結果、これは「改憲企画」でなく恐らくは「護憲企画」ということになり、うよきよくせつ紆余曲折の末、同社では中止となって、角川で仕切り直し「小中高生に憲法前文を書かせてみる試み」を幾人かの学校の先生たちの協力を得て、数年にわたって行なった。

この企画は護憲派からは「改憲派」と批難され、これらの本は本屋にいつても「改憲」のコーナーにも「護憲」のコーナーにも並ばなかった。こうして改憲派、護憲派両方からひどく嫌われたが、有権者が自分のことばで前文ぐらいは拙つたなくとも書くことができなければ、国民投票で憲法改定の判断などできはしないと今も考える。そもそも役人たちがその時の政権の意向を反映した「改正案」をつくり、その時の空気に流され、YESと言うこ

とで「自分たちの書いた憲法」だといえるのか。この提言はその後、石原慎太郎がとってつけたように「みんなで憲法を書けばいい」と幾度か放言したらしいことや、東浩紀あずまひろきの「憲法2・0」のネタ元のようにもいわれるが、ぼくは有権者の最低限の素養として「憲法前文」をどんなに拙くとも自分で書く試みを厭いとわないことをまず求めるものだ。だから、ぼくはこの呼びかけの最後に、憲法改定にいたる行程表さえ示した。まず、国民投票をその時点での小学生が国民投票の権利を得る六年後に定め、そこに向けて、憲法教育を含む有権者育成の教育を徹底して行ない、「自分で前文ぐらい書ける若者」を育てた上で、初めて「集合知」（ということばは当時はなかった）としての憲法は「自分たち」で創れるのだと、そのシナリオに記した記憶さえある。この試みは柳田國男やなぎたくにが生涯、追い求めた「よき有権者」をつくる「公民の民俗学」の実践としてあったが、（このことに気づいてくれたのは鶴見太郎つるみだけだった）、この点は既に述べたように「憲法解釈」も同様だ。「公共性」をどうやって具体的に人々が参加し、作っていけるか、そのための筋道が担保され、そして、使われることが民主主義システムには必要だ。

憲法判断を司法に求めることも、そのツールの一つであるのは言うまでもない。

さらに「裁判」という手法は、仮にこのまま、あつという間に、昨年の「解釈変更」を

踏まえ、集団的自衛権の行使についての法整備がすんだ後にこそ有効だ。その先例としてもこの判決が読み直されてほしい。安倍内閣が法制化に当たって、既に昨年の憲法解釈の閣議決定を逸脱していないか、法制化されても「歯止め」が利かないのではないか、という危惧は今になってテレビのニュースキャスターたちが、口にし始めた。

では、実のところ、この危惧は杞憂なのか、新たな「憲法解釈」やこの先できる法律は正しく運用されることは確かなのか。その答えも判決のなかにある。

判決は、当時、イラク周辺で航空自衛隊の行なってきた空輸活動をこう判断した。

これらを総合すれば、航空自衛隊の空輸活動は、それが主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われているものであり、それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であ

るといえることを考慮すれば（甲B161、当審における山田朗証人）、多国籍軍の戦闘行為に必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえることができる。

本書を詳しくは読んで欲しいが、判決は新聞記事に加え政府答弁から「輸送」の実態を事実認定した。そして、違憲・違法かの判断は政府答弁などに基づいて、政府と同じ憲法解釈（「他国による武力の行使への参加に至らない協力」で「武力の行使と一体となるようなものは憲法違反である等）を論拠にしている。その上で、判決は、「派遣」の根拠でもあったイラク特措法を「合憲」としても、そもそも同法に対してさえ「輸送」の実態はまず違法であり、同法はその時点での憲法解釈に合致するものとしてつくられたのだから、「憲法九条一項にも違反する」、という判断となった。

そもそも、当時、イラクへの自衛隊派遣は「給水活動」ではなかったか、と信じていた人々が多いはずだが、自衛隊のC-130H輸送戦闘機が戦闘に参加する武装した多国籍軍兵士をバグダッドに空輸する「後方支援」を行っていた。ちなみに、先に引用した共同通信の今年二月の世論調査では、イスラム国への対応として、有志国連合の軍事作戦への

「後方支援」を支持するのは一六・六%で、「後方支援」は今も多数の民意とは言いがたい。判決は自衛隊の「輸送」が「後方支援」が出来ない当時の憲法解釈やイラク特措法が守られていなかったと結論付けた。この事実を踏まえると、新たな「憲法解釈」や「恒久法」が守られない可能性は十分ありうる。その時、裁判の形で国の違法行為を糺す、という手段がある。

このように、二〇〇九年当時、顧みられず、中央のメディアの中では黙殺と冷笑の中に忘却されたこの判決は、たった今、読み直して頂きたい価値があると考えます。しかし、何より、この判決が今やリアルに意味を持つ時代が来てしまったことに、ぼくは暗澹とする。

2

それにしても、だ。ぼくはこの文章を書きながら、この国の現在が、ぼくたちが裁判を始めるきっかけとなるイラク戦争の発端である9・11のあたりから確実に始まったと改めて強く感じる。

当時、自衛隊が「後方支援」と思おぼしき活動をしていたこの事実の一部は、よく読めば新聞で報じられ、国会でも政府答弁の中で示唆しさされていて、別に「隠蔽いんぺい」されていたわけで

はない。大半が知ろうとすれば知り得たこと、伝えようとすれば伝えられたことである。それをメディアは怠^{おこた}つて有権者は政府のキャンペーンを信じた、という、これも「今」の始まりの光景であった。

何より、9・11以降、この国では他人の理念を嘲笑^{あざわら}い、足蹴にし、執拗^{しつぎょう}なまでに攻撃するという態度に慣れ親しみすぎている。戦場ジャーナリストの死に対し、所詮は金儲けのために戦地に行った、自己責任と切り捨てる態度も同じだ。今回のシリアでの出来事でも繰り返された、拘束された人々の自己責任を問う議論もイラク戦争で始まった。しかも、イスラム国で殺された人々をめぐる議論では、一方で自己責任と彼ら突き放し、しかし彼らが殺害されるや否や、かつてイラクでの人質事件の折、自己責任論の発案者の一人だったともいわれる安倍首相は「テロリスト」に「罪を償^{つぐな}わせる」と叫ぶ。

人の死を弄^{もてあそ}ぶとはこういうことだ。
しかし、そのあさましさもスルーされる。

本当にあの頃を境にこの国は大きく変わったのだ。

イラク戦争の後、小泉純一郎首相（当時）は、イラク攻撃の根拠だった大量破壊兵器が発見されなかったことに対し、国会で「フセイン大統領が見つからなかったからといって、

フセイン大統領がいなかったことにならない。大量破壊兵器が見つからなかったからといって、なかったことにならない」というロジックで答弁した。その詭弁もさることながら、この答弁に議場から笑いが起きたことをぼくは絶望的な記憶として覚えている。小泉の詭弁を愚かと嗤うのではなく、いわば気の利いたユーモアとして国会議員たちが「嗤った」のだ。イラク戦争でいったい、イラク国民の何人が死んだかは本書に書いてあるから探してその数を確認してほしいが、その戦争を始める根拠を欠いていたことをこの国の政治家が「哄笑」でやり過ぎした時点から、全てを嘲笑うこの国の今が始まった、といえる。

シリアでの人質事件の折、ネットに「九条を支持する人間は直接交渉に行つて話し合ってみろ」という意味の書き込みがWebにあつたが、そもそも、イスラム社会と「話し合える」回路を自ら閉ざしてきたのも9・11以降のこの国の選択だった。思い起こせばこの訴訟の過程で、裁判への取材クルーの中に中東の独立系TV局アルジャジーラの姿が当たり前のようにあつたのを思い起こす。あの時、人質事件でイラク側から広島や長崎の名が出たことで日本の左翼が言わせている、といった愚かな憶測があつたが、被爆国としての経験を経て、戦後復興を果たした日本は、中東では相応にリスpektされていたことは少し調べればわかることだ。

Webや雑誌ジャーナリズムには、中国・韓国を嫌悪することは溢れ返る一方で、テレビや書籍は日本が世界中から愛されているという自作自演的な自己愛妄想を繰り返す。ヤフーニュースで「国際」ニュースの上位にくるのは中韓の揚げ足取りの記事と、一方では中韓の人々が日本を賛美するニュースが上位にくる。TVでは外国人に日本を誉め^ほ上げさせる番組がうんざりするほど放送されている。その一方で、この国が戦後築き上げてきたささやかな信頼や交流をアジアでも中東でも自ら平然と踏みにじっているのが9・11以降のこの国の歩んできた道だ。イスラム国に安倍首相の「二億ドル人道支援」が挑発と映り、十字軍参加宣言ととられたのは、あれ以降に綿々と続いたマイナスの積み重ねの賜物^{たまもの}なのだ。

しかし、そう記したところで本書に対して圧倒的多数からは哄笑しか返ってこないだろう。

もう、それはわかっている。

ここ何年か、こここそ近づいてきて、あなたの言うことに個人的に賛同すると耳打ちする人も今はいるが（大抵は出版社やメディアの人や、物書きだ）、彼らはそれをパブリックな場で語るわけでもない。まるでアリのバイのようにぼくに囁かれても困るよ、とずっと思っ

きた。

哄笑、嘲笑、沈黙。

それらは、全て、人が人とことばを介し、対立し、交渉し、合意を形成して行く積み重ねの放棄だ。だから、あの時、川口やぼくら原告がこの裁判を通して試みたのは、このことばによる対話をあきらめない、ということだった。本文でも強調したことだが、この裁判で川口たちが中心となつて行なつたのは、裁判所に向かつて真面目に対話を求める、ことばで説得する、という一点だった。そもそも、この種の憲法訴訟は起こしたところで大抵は門前払いで（一審はそうだった）、だからやっても無駄だ、という考えが弁護士の中にさえ当時、少なからずあった。また、デモなどやっても無駄ではないかという空気をむしろリベラルなメディアや文化人が語った。

実を言えば、ぼくもまたデモはそれだけでは無力だと思う。デモの形として直接の「効力」があるのは、相手を傷つけ絶望させるヘイトスピーチだけだ。有効なのは、対話すべき相手との対話による合意形成だ。叫ぶこと、論じることだけでは無意味だ。裁判で川口らが選択したのは、裁判所に憲法判断を回避せずに考えてほしい、と迫る司法との「対話」だった。あれは、ぼくたちと対話をしてくれと司法に迫ったひどく愚直な裁判だったと思

う。それが異例の判決を引き出した。なるほど、それは奇跡に等しいのかもしれないが、あの裁判が証明し得たことは、詭弁を弄せず真摯に対話をすることの可能性だといえる。その司法との対話の中で導き出された判決を「傍論」「そんなの関係ねえ」という詭弁と嘲笑でスルーした時点で（そして、それを批判せず黙殺した時点で）、この国の政治のことば、メディアのことばはその自らの可能性を黙殺したのだ、といえる。

それもまた「今」の愚かしさの「始まり」である。

本当にいくつもの「今」がああ時から始まっている。何より、思い返すのは9・11の時の沈黙だ。湾岸戦争や神戸震災の時にはかくも冗舌だった文学者は沈黙し、自己責任という言葉の方で人の理念を切り捨てる作法が生まれたことも、沈黙の一つの形だ。そして沈黙に耐えかね、高みから嗤う、という態度やことばが野火のびのように広がっていった。なるほど、ことばは、文学や言論は自ら死んだのだ、とぼくは思った。

この本を出した時点で、ぼくはこの判決と、先に記した「憲法」についての提案の二つが、この先に向けてぼくの示しうる最良の処方箋しよほうせんだと思ったそれは今も変わらない。ことは別のところで記した。だから本書も憲法についての仕事も、論壇という場所に迷い込み、あれこれと勝手な発言をしてきたオトシマエのようなものだ。評論家をやっていてうんざ

りするようになったのは、ある問題について解きほどこいていっても、その過程には興味を示さず「では、どうすればいいのか」という問いが必ず返ってくるようになったことだ。それは実践を求めるといふより、即効性のある処方箋かサプリでも求められる感じがして、それも二〇〇〇年代以降の光景だ。

だからというわけでもないが、手間のかかる処方箋を敢えて示した。それは今も有効だし、今こそこの処方箋を試みる最後のタイミングだと思う。

それでは、あなたは、もう一度、訴訟を起こし、憲法前文を自分で描く運動を再開するのか、と聞かれるだろう。

しない。

それは、あの時から今に至るまで、あらゆることをやり過ぎてきた、「あなた」のすべきことだからだ。ぼくは、エロ雑誌の編集方法も物語の作り方も、あらゆるものを実際に自分で行いその上で「誰にでも出来る」ものに還元してきた。だから誰かに期待し、待ち続けるあなたたちは卑怯だ、と思う。

やり方、は示した。本書や、Webで一円で、古本として売っている「憲法」をめぐるぼくの本に書いた。あとは、本書を啜うのも黙殺するのも全てあなたたちの

自由だ。

自己責任、というこの国の八割が呟くことばをぼくも「あなた」に投げかける。

3

それでもおまえは？

執拗に聞くひともいるだろう。

少しだけ話しておく。

正直に書く。この本を出して暫くして、もうこの国がどうなろうと、それこそ自己責任だから、好きにすればいい、と思った。

だから、判決のあと、幾つかの準備をして、ぼくは「まんがの描き方を外国人に教える旅をする」と称し、世界中を旅し始めた。既に、八つの国や地域、一〇以上の都市を回った。

はじめて本当のことを書くが、そのきっかけは、柄谷行人と「翻訳」についてのやりとりをぼくの雑誌『新現実』でしたことだ。柄谷とは、外国語の翻訳という具体的な場で、

どちらにも属さない第三の回路としてのことばが生まれる、近代というのはそもそもそういうことなのではないか、という話を、「まんが」が国境を越える時の軋轢あつれきを例にしたのだ。ぼくにはその話が「日本国憲法」の成り立ちのようにも思えたし、この先の可能性の样にも思えた。そう思ったら、「翻訳」という、文化が文化を越境する場所に身を置いてみたいと感じた。

ぼくの場合「翻訳」とは、「描き方」の「翻訳」だ。神戸の大学で「描き方」のカリキュラムを設計し、出来上がったな、と自分で納得したところで、旅を始めた。思いつき、行き当たりばったりだ、という「ネタ」にしてきたが、「宮崎勤の裁判」「憲法を書く」「自衛隊差止訴訟」と、ぼくはその時々で、自分で決めた生き方を選択してきた。それはぼくの描く、山ほどのくだらないが愛いとおしいまんがと少しも関係がない。

最初に行ったのはカナダのモントリオールだ。シリア政府による反政府派への虐殺への批難が国連決議で採択された直後で、街の一角には犠牲者を追悼するためロウソクを灯すシリアの移民やイスラム系の人々の姿があった。ぼくはその傍かたわらを通り過ぎ、ワークショップの会場に向かった。

その頃から日本にしているとTVのニュースでは北朝鮮と韓国と中国しか「海外」のニュー

スは流れていない、という状態になっていた。北京ペキンに行ったのは「尖閣」の「国有化」とこれに反発する中国のデモの直後だった。他の日本関連のイベントは次々と中止となったが、中国側の意向ではなく日本側が降りてしまったケースもある、という真相が実はその場に行くとはわかる。その証拠に多くの主催したワークショップは普通に行なわれ、訪中をキャンセルした日本人の代わりにの講義もした。日本のWebを見たら「戒厳令」状態と書いてあったが、北京はのどかなもので、日本人だからタクシーを乗車拒否された、ぼつたくられた、というWebの投稿も、ガソリン代の値上がりで実質的には営業のリスクを運転手が背負う中国では、渋滞する道や違う方向への乗車は国籍に関係なく乗車拒否され、一定の距離を超えると飛行機と同じく燃料チャージをとられることへの誤解が大半だろうと気がつく。なるほど、北京の街に日本人の姿はなく、地元の人しか行かない北京ダックの格安店を探して天安門てんあんもんの近くで迷子になっている多くの姿を見て、中国の知人には今、北京をそうやってうろうろしている日本人は柄谷行人とあなたただだけだからかわれた。柄谷行人もあのとき、北京の大学で平然と日本文学を講じていたようだ。日本で文学についてももう語らなくなっていた彼が何故か北京で文学を語る理由と、ぼくが北京でまんがを語る理由はそう遠くないのかな、とは思ったが確かめはしなかった。次の日は、北京でのワ

ークショップの後、ぼくを追いかけてきた学生の絵コンテを学生向けのカフェで何時間もかけてゆっくり見ていく。

「竹島」をめぐる感情論が一挙に悪化した直後のソウルにも行った。『宇宙戦艦ヤマト』の上映会に引っぱりだされた。シンガポールの大学では、ニコニコ動画の中継が中止となる小さなトラブルが興味深かった。日本のニコ動をチェックした大学の関係者が、アップされた動画の中に性的なものが呆れるほど多いのに愕然がくぜんとしたのがきっかけだ。シンガポールは性表現の規制が厳しいことで知られるが、住民の一五％はイスラム系だ。その日のぼくの講演の通訳はヒジャブをまっていた。

パリの風刺雑誌へのテロの直後は、アングレーム国際漫画祭でワークショップをやった後、パリに移動した。アングレームでは以前、ぼくを取材してくれた編集者の友人がテロで亡くなっていたことを知った。日本のまんが界は、まんが家と編集者が自らの言論で殺されたことを自分たちの与りあずか知らぬものとしてやり過ぎしたが、アングレームのまんが家にとっては他人事ではなく、自分たちの表現の問題だった。「シャルリー広場」と名づけられた広場でのセレモニーを見た後でパリに向かう。ワークショップの場はマイノリティの子弟で、学校からさまざまな問題ではみ出してしまった子らが通う職業訓練校だった。当

然、イスラムの子もいる。フランス中が「私はシャルリー」のスローガンで埋まった光景に、当然だが憤りや違和を感じている。それがことばに出せずつらそうだ、と先生の一人が言う。

ぼくは何も敢えて狙って政治的な場所に向かっているのではない。ロサンゼルスでは狙ったわけでもないのに独立記念日で、アメリカ式の愛国心にうんざりもしたが、要は「まんが」に関わるとひどく簡単に扉が開かれ、そして世界中には多様な現実があるのだから、どこに行ってもそれに出会っただけの話だ。ぼくは冗談ではなく、「まんが」という回路に乗ってそれぞれの現場で対話することは、この国の憲法の目指すべきだった理念に似ている、と思う。

ぼくが教えるのは「描き方」だが、それは実は普遍的ではない。この国の近代まんが史が構築して来た「描き方」があり、それぞれの地域にも「描き方」がある。文化が移動する時にこの「描き方」のレベルで、思わぬディスコミュニケーションや軋轢があり、伝えるためにはぼく自身が自分の「描き方」を伝えるかたちに翻訳しなくてはいけない。その繰り返しの中で、なるほどぼくたちのこの表現は「普遍化」して来たのだな、と思う。そして、いまもその渦中にあり、例えばアジアという水位で、「日本のまんが」より、より普

遍的な表現が生まれていることもわかる。

これを何かの比喩として取ってもらってもいいし、一つの事実として受け止めてもらっても構わない。

海外にぼくたちの表現が受容された結果、扉は容易に開かれる。そして一方的に閉ざされることはない。反日デモの後の北京でも、テロの後のパリのイスラムの移民の子が通う学校でも、扉は開かれたままだった。だがこの国の首相はアジアの国々を散々挑発し、扉は開かれている、というが、説得力がない。どうでもいいことだがKADOKAWAのトップは自分の会社が中国から撤退し、彼とは全く関係のないぼくの教え子が中国の教員となると知って、大勢の人の前で彼を罵倒した。共に愚かだ。

扉の向こうには多様な現実を生きる人々がいて、「描く」という具体的な行為をめぐってぼくは彼らと話し込む。抽象的な議論でなく、具体的な、一ページの中のコマとコマの接続法の「翻訳」について話し込む。「まんが」が海外に届いた、日本文化は世界から愛されている、と、この国で自己愛妄想的に思うのではなく、この表現が開いてくれた回路を通じて、比喩ではなく、ぼくは随分と遠くまで行き、そして「描かれたもの」をめぐって話し込むことができる。伝わっていること、伝わっていないこと、コミュニケーションとディ

スコミュニケーションのひどく具体的な場所にいることができる。

ぼくはこのようにして、この国は世界と関われたのに、と思うが、ぼく自身が世界とどのように関わらないままに何かを論じても空しい^{むな}。だから旅を続ける。だからといって、ぼくは自分の経験からこの国の人々に向かって何かを呼びかけるつもりもないし、外国に行くことが正しいなどと言うつもりもない。

それでも一つだけ補足しておくべきことがある。

ぼくは、この国の人々がこの先どういう選択をしようが、知ったことではない、と記した。繰り返すが、この「国の内側」で「この国の人々」にこの先起きることも自己責任だ。「この国」が「この国の外」で何かをして「この国の内側」にいかなる不利益が生じてもやはり、自己責任だ。シリアで殺されたジャーナリストに自己責任だ、読売新聞の世論調査でも、Webの調査でも八割を超えた。新聞の世論調査はWebより穏当な結果が出る傾向にあるが、この点だけは一致した。他人に自己責任を求めらるなら、自身にもはね返る。この国で選挙権を行使し政権を選択した結果、この先起きることは、有権者の責任だ。

無論、ぼくも含めて。

しかし、ただひとつだけ、ぼくはこの国が、たとえば、「私はシャルリー」のプラカード

で埋まった街で口ごもったあの少年の「平和的生存権」を少しでも蹂躪することを望まない。無論、この国の外側全ての人々に対しても、だ。戦争という形でこの国が他国と関わることをぼくは一切望まない。

そういう、「きれいごと」、をぼくは最後にやはり書く。

そう書かねば、旅は続けられない。平和的生存権をこの国の外に普遍化することがあの裁判の意味だったとぼくは考えるからそのための処方箋に、ぼくたちがかつて示し得た憲法前文と九条の可能性についての書物を彼らのために復刊する。

たった、今、メールを開いたらイスラエルの地方都市ハイファから「来ない？」と見ず知らずの（知り合いの知り合いらしい）人からメールがきていた。場所がさっぱりわからないうので、Wikipediaで調べたら、「二〇〇六年に第二次レバノン戦争が勃発した際には、レバノンから多数のミサイルがハイファなどに撃ち込まれた。」と書いてあった。

目次

はじめに 5

旧版まえがき（二〇〇九年三月） 大塚英志 44

「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」名古屋高裁違憲判決（全文） 55

Lecture 1
なぜわれわれはこのような裁判を始めたのか？

第1章 始まりのきっかけは何だったのか？

子どもたちの憲法前文が後押し／「空気に抗つての違憲訴訟／「言葉」による解決を選択した憲法九条／「やってもムダ」の声が広がる中で
100

第2章 誰もが参加できるようにやったこととは？

「ですます」調で訴状を書く／陳述書を原告から公募／自分の言葉をどう他人に届けるか
110

第3章 一審ではどう闘ったのか？

「名うて」の裁判長の登場／コミュニケーションを拒絶した一審／「裁判所を信じている」という姿勢／説得の継続が二審への布石
119

この判決文には何が書かれているのか？

第4章 初歩的だけど素朴な疑問

素人目にもわかりやすい判決文／そもそも「判決文」とは何か？／なぜ「一万円を払え」なのか？／それでも負けは負けなのではないか？／負けたのだから上告しないのか？／負けたら裁判費用を負担するのか？

130

第5章 一言一句に意味がある判決文を読み解こう

他国の状況を事実認定した意味／いきなり憲法判断が来るなんて／原告の主張がわずかに二行の理由／「現在」の言葉が持つ重み／アメリカよりも不誠実な日本／派兵は「国際貢献」なのか？

145

第6章 事実認定が明らかにするイラク戦争の実態とは？

「ファルージャ」で何が行なわれたのか？／「武装勢力掃討」という名の報復
／判決文にみる裁判所の「怒り」／自衛隊は、その後も活動していた／空爆が
一年間で六倍に／現在進行形で激化している戦争／治安維持活動の実態は大量
虐殺／米軍による「占領政策の稚拙さ」／イラク人の百人に一人が死亡／ベト
ナム戦争よりも大きな戦争／自衛隊の空輸活動は安全か？／自衛隊の空輸活動
の実態とは／黒塗りされた公開資料

157

第7章

政府答弁から導き出された違憲判決

自衛隊の海外「派遣」のための三つの要件／キープポイントとなった「大森四要
件」／「イラク特措法」とは何か？／政府見解を前提にしてもイラクは戦場／
「子どもたちを含む」の言葉の重み／イラクを破壊したのは実は私たち／国家
権力が国家権力を断罪／新聞報道を元にして違憲裁判は起こせる

188

第8章

「平和的生存権」の使い方

国民の「権利」として認められた平和的生存権／戦争準備でも「差止」が可能

に／平和的生存権を具体的に使う／徴兵拒否の根拠にも／憲法を豊かにして
くための裁判／使うほどによくなつていく憲法／「未だ」満たしていない、と
言うことは……／自衛隊員が訴訟を起こす可能性 208

Lecture 3

未来に対してこの判決文はどんな影響力を持つのか？

第9章 この判決は誰に向けたものなのか？

「傍論」であるという反論は成立するか？／新聞記者ですら分かっていない／
今後の解釈基準となる判決／正面から正論を展開／すでに戦争を行なっている
日本／誰のせいでもない、私たちの責任／この判決は私たちに向けたもの／同

じ国民として裁判官も共感

第10章 **この判決の意味をもう一度考えてみよう**

ジャーナリズムの劣化／東京と東京以外の都市との温度差／もう届かない新聞
の言葉／この判決をどう受け止めるべきか？
247

イラク戦争年表
257

旧版あとがき（二〇〇九年三月） 川口創
272

おわりに
286

あの日、ぼくは何故、川口弁護士の背中を押したのだろう。

まだかろうじて「若者」に分類されていたころ、「評論家」としてのぼくの執筆の場所は『Voice』や『諸君！』といった保守系の論壇誌だった。最初はサブカルチャーについて大人にもわかるように解説することを求められたが、次第にぼくはそこが奇妙な約束事で成り立っていることに気づいた。つまり、若者が起こした事件でも社会状況についても論じる主題は何でもいいのだが、この国の現在がこうなってしまったのは「戦後憲法」のせいである、と結論づけてしまえば「論文」がそれで成立してしまう、ということだ。ちなみにそのバリエーションとして「日教組のせい」にする、という論旨もあったが、それもまた戦後憲法に基づく教育を日教組が行なったおかげで今の日本は「こうなってしまう

った」という論法である点で同じだ。こう書くと本当に冗談みたいだが、文学や思想の分野では相応に尊敬すべき仕事をしている評論家たちが、しかし、一様にこの国の現在の問題を全て「戦後憲法」に帰結させ、何かを語った気になれることが不思議だった。

そもそも「空気」を全く読む能力に根本的に欠けているのは「保守論壇」とはそういう場所だと気づかず、そのことに困惑し、本当にこの国の現在の問題は「憲法」があったせいなのか、少なくともその点はもう少し理性的に検証してみるべきではないのか、と思いい、正直にそのことを記した。そして、この国の戦後にいくつもの問題があることは確かだとしても、そのいくつかは「戦後憲法があるから」ではなく「使わなかったから」ではないのか、とも考えるに至った。例えば、公務員たちが自分たちの権益のみを守ることに終始しているのは憲法一五条で「公務員は全体の奉仕者」であると定めたことを公務員が遵守する気がないからだし、ようやく最近では派遣社員の若者たちが自分たちの問題を二五條の生存権と結びつけて考えるようになったが、これらの問題の原因を仮に戦後憲法に求める立論が可能なら、それは「憲法があるから」ではなく、「憲法を守ってこなかったから」であると考えるのが妥当だ。しかしこの場合、「守ってこなかった」のは、ぼくたちではなく第一には「国」である。では守ってこなかった政治家や官僚を非難すればそれでい

いのかといえば実はそうではない。なぜならばぼくたちは憲法で定めた「主権者」であり、そうである以上、ぼくたちは「憲法」を「国」に守らせる責任がある。あまりに初歩的なことで忘れられがちだが「憲法」とは「国」が「国民」に対し「守る」と決めた約束事である。だからこそその「国」に住む人々によって選ばれ、あるいはその仕事をやりたい、と自ら名乗り出た人々に対し「憲法」に基づき「国家」を運営する仕事が委ねられる。例えば「選挙」はその「委ねる」ための手段であつて、だからこそ委ねた側は委ねたことの責任を当然持つ。憲法一条が国民を主権者としたのはそういうことで、ぼくたちの主権者としての責任を実際に国を運営する人々に委ねるのである。つまり、ぼくたちは「国」を愛そうがあまり好きでなからうが「国」がちゃんと「憲法」に定めたように運営されるかについて最終的な責任がある。

けれどもこの国の戦後は、この「憲法」を「国」に守らせることを通じて国民自らが「憲法」を守るということをずっとないがしろにしてはこなかつたか、と保守論壇にいたぼくには思えたのだ。それはいわゆる「左翼」の人たちとつきあつても同じで、かつての社会党の「非武装中立論」のようにこの国は軍隊を憲法上持てない、だから自衛隊も違憲なんだ、という人たちが少なくなつていた。どう考えても軍隊である自衛隊がこの国にあると

いう憲法違反をずるずると受け入れていくことがこの国の戦後であったのなら、それは「憲法」など守らなくてもいい、というぼくが一番嫌いなことであるところの「空気」を醸し出す一つの大きな前提になっていたようにも思えた。

「憲法前文を自分のことばで書いてみよう」という、改憲運動と恐らくは誤解されかねない呼びかけを始めたのは「前文」と「九条」を一人一人が肯定するにせよ否定するにせよどう受け止めるか、まず、自分のことばにしてみることだ、と考えたからだ。「前文」や「九条」を国に「守らせること」で「護る」には、まずぼくたち一人一人がそれを自分の経験や考え方に照らし合わせ、理解し、咀嚼しなくてはいけない。「前文」や「九条」を空洞化するための「誤解」ではなく、自らのものとするための「解釈」が必要なのである。そうしなければ「使う」ことなどできない。それは憲法は「GHQの押しつけた」「悪文だ」と色々理由をつけて憲法と向き合わない「右」の人々への皮肉でもある、と同時に「九条を守れ」と叫ぶことがただのルーティンと化している「左」の人々への違和感の表明でもあった。そうやってぼくは「読者」から集めた「憲法前文」を本にまとめていく作業を始めた。

名古屋の弁護士だと名乗る川口創さんと都内で会ったのはイラク戦争の「開戦」から十か月ほど後のことだった。テレビのニュースでは海外では反戦運動が相応の広がりを見せていると報じられる一方、国内の動きは鈍かった。実際に若い世代の反戦デモがあったが、それは小さなニュースとしてしか報じられず、デモなんかやってもね、という「空気」がメディアを通じてこの国にあつたという間に広がっていった、と東京の、メディア業界に近いところにいたぼくには思えた。

そんなふうにはイラク派兵を仕方がない、と思いたがる「東京」の、しかも「メディア」の中で支配的であつた「空気」にうんざりしていたぼくは、ぼくのまんがとぼくの憲法の本の両方の本を読んできたという川口弁護士が「自衛隊差止訴訟」を起こそうと思うが迷っている、と話し始めたことを不思議な思いで聞いていた。

「9・11」以降、それまでなら「反戦」の声明を出し論陣を張るはずだった「いつもの顔触れ」のメディアや作家たちは何故か口ごもり、フライング気味に「今は戦時下だ」と騒いでいたぼくはすっかり孤立しかけていた。少し前まで、さつきも記したようにぼくは保守論壇誌の常連執筆者で同年代の中では「右」と目されていたはずだ。名古屋で自衛隊派兵差止訴訟の原告に参加してもらった池田香代子^{いけだかよこ}さんには「右翼の大塚さんと一緒に裁判を

やるとは思わなかった」と言われたが、多分、ぼくの旧い知り合いはぼくが「9・11」を境に左傾化した、と思ったはずだ。しかしぼくにしてみればぼくよりずっとレフトウィングにいた人々が気がつけばみんな一斉に右にいつてイラク戦争も仕方ないと口を揃えてしまった印象だった。そんなふうには「デモ」や「声明」といったこれまでの反戦運動は戦争を止められなかったじゃない、やってもムダだよ、という空気が東京のメディア中で支配的で、それがこの国の世論のようにさえ見えたのに、目の前の彼は「訴訟」という、もつとも古典的で勝ち目がない、というよりは「負け」が形としてはつきり出てしまう形で「反戦運動」をしようと思いつめている。

その時ぼくが川口弁護士に「やっちゃえばいいよ」とあっさりとそのかしたのは、多分、ぼく自身がぼくをとりまく閉塞感からどうにも逃れようがなくなっていたこと、そして、一人で「戦時下」と騒いだところどころか物書きが「戦後」に向けてアリバイ証明をしているようなやましさがあったからだ、と思う。

川口弁護士がぼくのところに「相談」に来たのはぼくが子供たちのつくった「憲法前文」についての本を見て思いたったからだと言う。彼がぼくという人間を相談相手の選択として選んだことは全く無謀でしかなかった、と今も思う。ただ、ぼくはそれまで「前文を書

く」という運動の中でぼんやりと見えてきた、憲法は「前文」にせよ「九条」にせよ他の条項にせよ、それを使わないまま、その是非を言ってもそれこそ意味がないという確信めいた考えをやはり形にしてみる必要があるとは考えていた。「声明」や「デモ」を否定する気はないけれど、「前文」と「九条」があり、そして、イラク派兵という具体的なこの国の選択が正しくない、と思うなら、「主権者」としてのぼくにできることは一つは選挙で政権を交代させることだが、もう一つ、「憲法を守りなさい」と裁判を介して「国」を糺す、という手法があるはずだ。つまり、「憲法を守れ」と国に求めることは「主権者」の責任ではないか、そして、そう訴えることもまた「憲法を使う」ことの一つのきっかけぐらいになるのではないか、そんなことを川口弁護士を前に半分以上は思いつきで話しながら、ぼくは「裁判、やっちゃえば」と彼の背中をけっこう無責任に押し込んだのだった、と思う。

正直にいえば、その時、ぼくはこの裁判は完膚無きままでに負けるだろう、と思っていた。自衛隊をめぐる違憲訴訟がそもそも門前払いに近い扱いを受ける可能性が極めて高いことはぼくだって知っていた。しかしだからこそ、正面から正論として司法に対して憲法判断をするのがあなたたちの仕事ではないかと主張することをしてみるべきだ、と考えた。ムダだと考えて何もしないより、ムダかもしれないけれどやってみる方がいい、という天邪鬼あまのじやく

な気分でもあった。それに門前払いをきっちりくらうことでこの国で「憲法」を使おうとしないのは具体的に誰かが、この一つの事例については明確にできるとだけは考えた。もし、門前払いされても、この際、最高裁まで上告して、そして敗れたら、その時の最高裁判事の名前をちゃんと覚えておこう、そうすれば衆議院選挙の時に配られるもう一枚の紙、あの最高裁判事の名前がずらりと並び「×」をつける、と言われるあの紙（これも憲法七九条に記された「最高裁判所の裁判官の任命」の「国民の審査」のことなのだけれど）に「×」をつける理由をぼくたちはちゃんと見出せるではないか、と考えた。憲法についての判断を回避した最高裁判事はその責を全うしていない、と考えて間違いはない。そう考えて、「×」をつけることもまた「憲法を使う」ことであり、主権者として定められた責任を自身の考えに基づき行使することではないかと。

しかし、である。

一審では想定通り見事に肩透かしされ（「想定」していたという割に一人キレまくったけれど）、そして、二審では形式的に敗訴とはいえ「違憲判決」が下された。恥ずかしい話だが、ぼくは法廷で違憲判決を聞き涙が止まらず、その後の原告たちの集会でもずっと号泣していた。結局のところ、ぼくは川口弁護士の背中をひどく無責任に押しただけで、あとは何一

つまともな手伝いはできなかつた。原告に加わりはしたが弁護団から送られてくる訴訟についてのレポートに目を通すだけで、裁判を進めたのはぼく以外の原告と弁護団であることは言うまでもない。そんなぼくでも主権者としてのぼくたちのことが司法という三権の一つに届く、という民主主義システムにとって当たり前のことが当たり前に作用したことにぼくは自分でも驚くぐらい感動していた。ぼくもまた心の奥底でそんな主張はどうせ届かない、というペシミズムを捨てられなかつたのだ。

案の定というべきか、東京に戻るとテレビや新聞の報道は冷ややかで、例の田母神航空幕僚長(当時)の「そんなの関係ねえ」という揶揄めいたコメントさえも聞こえてきた。司法の判断を国の一員がそんなふうに揶揄していいのか、とその時点では誰も非難しないどころか、判決が出たって何も変わらないではないか、という皮肉めいた記事さえ出た。

だがそんなことより、東京に戻ったぼくはむしろ、ぼくたち原告が引き出してしまったこの判決の重みで頭がいっぱいだった。別に自分たちの主張が通ったからいうのではないが、この判決文はとてもいい判決だ。ぼくは「憲法をいかに使うかが問題だ」と主張してきたのだが、この判決は「前文」と「九条」はこのように使いうる、という具体的な「使い方」を示したとてもわかりやすいマニュアルのように思えたのであり、つまり「主権者」

である。ぼくたちは司法に「憲法判断をせよ」と求め、三権の一つである司法はただイラク派兵を違憲と判断しただけではなく、「前文と九条はこのようにして使える」とボールを投げ返してきたのである。このことがとても大切に思えた。

ぼくと川口弁護士がこの判決を書物の形にしようと思ったのは、なるべく多くの人のこの判決文の形で示された司法からの問いかけを受け止めて欲しいからだ。「関係ねえ」といった幕僚長が罷免され、自衛隊の幹部が司法の判断をないがしろにすることは正しくない」と流石さすがに少しだけ思う人も出てきた。イラクの空輸部隊は撤退してともかく違憲状態だけは糺ただされた。判決が直接の理由になっていけないけれどこの判決がもたらしたものはやはり少しずつだけ状況を変える力にはなっているとは信じたい。

けれど「判決文」の意味はそこにとどまらない。

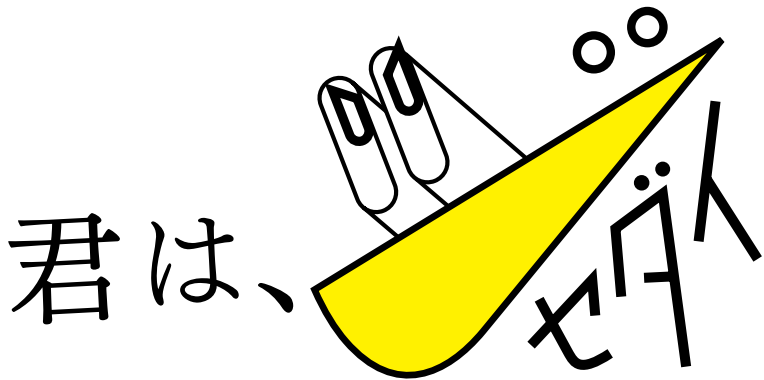
もう一度繰り返し返すが、ここにあるのは「九条」と「前文」の使い方の一例だ。ぼくたちはこの裁判を「憲法を使ってみる」実践の一つだと考えて始めた以上、この「使い方」をどう生かすかに大きな責任がある。だから判決文の意味をうまく読み取ってもらえるように、法律の素人しょうとのぼくが専門家の川口弁護士に尋ねる形で、判決文を読み解く形で本をつ

くつてみた。

もちろんこれは「読み方」の一例であり、それぞれがこの判決文をどう読み、受け止めるかが大切なのは言うまでもない。

ただ、一つだけ言えるのは、「戦後憲法のせいで日本はこうなってしまった」「だから憲法を変えろ」とむやみに叫ぶ前にこうやって一つ一つ実際に「使ってみる」、使っていて、使い倒した上で、その上で、変えるべきもの、守るべきものが、それぞれの中で明確になるのではないか、ということだ。

ぼくが言いたいのはやはりその一点に尽きる。



君は、

ジセダイ

何と闘うか？

<http://ji-sedai.jp/>

「ジセダイ」は、20代以下の若者に向けた、**行動機会提案サイト**です。読む→考える→行動する。このサイクルを、困難な時代にあっても前向きに自分の人生を切り開いていこうとする次世代の人間に向けて提供し続けます。

メインコンテンツ イベント

著者に会える、同世代と話せるイベントを毎月開催中！ 行動機会提案サイトの真骨頂です！

ニッポンのスタートアップ

3年後に再会することを約束して行う、未来アポ付きスタートアップインタビュー！

ジセダイジェネレーションズU-25

彼らはどうやって「闘う相手」を見つけたのか。各界の超新星に、その軌跡と未来を聴く。

マーカー部分をクリックして、「ジセダイ」をチェック!!!

行動せよ!!!